

社会基盤研究所 特任教員職位基準

第1条 社会基盤研究所は、特任教員の採用に関して、本申し合わせを定め、同研究所の内規として運用する。

第2条 社会基盤研究所は、同研究所が進める研究プロジェクトに顕著な貢献できると認める場合に、特任教員を採用する。

第3条 特任教員の採用のために必要とする研究歴は、最小限次の通りとする。

教授 15年

准教授 10年

講師 5年

2 医師、看護師、保健師、裁判官、検察官、弁護士、税理士、公認会計士などの専門職は、職歴を研究歴とすることができる。

第4条 特任教員の採用のために必要とする研究業績は、最少限次の点数とする。

教授 5点

准教授 2点

第5条 研究業績は、公刊された著書、論文とする。

2 学位論文については、公刊を要しない。

3 第3条2項の専門職は、実務書または実務上の顕著な実績を研究業績とすることができる。

第6条 第3条及び第4条の基準を充足しない採用者は、助教とする。

第7条 第3条及び第4条に関わらず、他の機関において職位を保有する者については、その職位を基準とする。

2019年3月5日 社会基盤研究所部門長会議 承認